

郡山地方広域消防組合 熱中症を予防しましょう

熱中症は気温が高いなどの環境下で、身体の体温調節機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまうことで起こります。

気温や湿度の上昇に身体が慣れていないこの時季は、年齢に関係なく熱中症になりやすく、重症化すると死に至る場合もあります。

熱中症は事前の対策によって予防できますので、次のことに注意しましょう。



暑い時間帯を避けて行動する



外出時は、日傘や帽子などで直射日光を避ける



こまめに水分補給をする



無理をせず(させず)、運動や作業時はこまめに休憩をとる



室内ではエアコンや扇風機などを活用し、熱をこもらせないよう工夫をする



屋外では2メートル以上の十分な距離が確保できる場合には、適宜マスクを外す

▼問 郡山消防本部消防課 ☎ 024-923-8173

新型コロナウイルス感染症により登園自粛を行った家庭に対して保育料を還付します

新型コロナウイルス感染症に対し、在宅での保育が可能である場合には、登園の自粛についてご協力をいただいていたのですが、ご協力をいただいた際の保育料については、次のおり還付します。

また、新型コロナウイルス感染症による事情を考慮し、支給認定期間を緩和します。

▼保育料の還付について

▽対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により施設の利用を自粛された方
 ※保育料のかからない3歳児以上や0〜2歳児で保育料が0円の方
 自己都合でお休みされた場合などは対象外となります。

※町外の認可保育施設に通われている場合も対象です。
 ※三春町が保育料を徴収している場合も対象です。

▽対象期間

令和2年4月1日〜5月31日

▽申請方法

通われている施設に「休所届」、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止による利用者負担額の日割り計算申請書(請求書)」、「申請者と振込口座は同一」を提出してください。

※還付には月ごとの申請書の提出が必要ですが。

▽還付額の計算方法

保育料を日割り計算します。

※還付額＝保育料(月額)×(保育料(月額)×登園日数÷月の開所日数)

▽還付方法

・第1保育所、第2保育所(公立)

申請書記載の口座へ町から還付

※町外の認可保育施設に通われている三春町が保育料を徴収している場合も同様

・L・k・i・d's保育園三春、三春幼保園【3歳児未満】(私立)

各施設より還付

▼支給認定期間の緩和について

新型コロナウイルス感染症の影響で就労先が見つからない方などで令和2年7月末日までに認定期間が終了する方については、認定期間を8月末日までとします。対象の方は施設まで相談のうえ、支給認定申請書を提出してください。

※妊娠・出産を理由に今年度入所決定した方や新型コロナウイルスによらない自己都合の方は対象外です。

※認定期間の延長ではなく、再度その理由で8月末日まで認定します。

▼問

子育て支援課 保育グループ

☎ 62-0055